

○中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱

平成26年8月14日告示第121号

改正

平成30年3月23日告示第45号

令和3年3月31日告示第59号

中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中間市補助金等の交付に関する規則（昭和40年中間市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の耐震改修の実施に要する費用の一部を補助することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
- (3) 耐震シェルター等 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド、その他市長が認めるものをいう。
- (4) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の延床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (5) 補助対象住宅 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅をいう。
- (6) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 65歳以上の者
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）及び福岡県療育手帳交付要綱（昭和49年2月19日福岡県民生部長通知48児第1893号）により療育手帳の交付を受けている者
 - オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者又は同条第2項の規定による要支援認定を受けている者

- (7) 建替え等 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を中間市内に建築、賃借等により確保することをいう。
- (8) 耐震改修工事等 次に掲げる工事並びに購入及び設置をいう。
 - ア 補助対象住宅の耐震改修工事
 - イ 耐震シェルター等の購入及び設置（以下「耐震シェルター等設置」という。）
 - ウ 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事（以下「除却工事」という。）
- (9) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が木造戸建て住宅の耐震改修が必要と認める者で、耐震改修工事等を行うものをいう。
(補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。ただし、耐震シェルター等設置に係る補助金の交付を受けた後に、耐震改修工事に係る補助金の交付を受ける場合を除く。
 - (2) 本市の市税を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（第3項において「暴力団関係者」という。）でないこと。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当しない施行者を補助対象者とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、木造戸建て住宅の所有者及び居住者並びに耐震改修工事等を行う者が暴力団員又は暴力団関係者であるときは、施行者は、補助対象者となることができない。
- 4 市長は、第1項第3号及び第4号並びに前項については、福岡県警察折尾警察署に照会する方法により確認するものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象者に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中間市内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は工事着工したものであること（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）。
- (3) 耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であること。
- (4) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。ただし、耐震シェルター等設置に係る補助金の交付を受けた後に、耐震改修工事に係る補助金の交付を受ける場合を除く。
- (5) 現に居住者がいること。この場合において、補助金の交付を受けようとする耐震改

修工事等が耐震シェルター等設置であるときは、現に高齢者等が居住していること。

(6) 耐震改修工事等の実施により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

（交付の対象となる費用）

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事等に要する費用とする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1) 耐震改修工事 当該耐震改修工事に要する費用の23パーセントに相当する額。ただし、30万円を上限とする。

(2) 耐震シェルター等設置 当該耐震シェルター等設置に要する費用の23パーセントに相当する額。ただし、15万円を上限とする。

(3) 除却工事 補助対象住宅の解体及び撤去に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の23パーセントに相当する額。ただし、30万円を上限とする。

（耐震改修工事等の事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事等の実施に関する契約を締結する前に、当該工事等について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付又は不交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定したときは中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付決定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

3 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けた後、補助事業に着手しなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請取下届（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、市長は、前条第1項の交付の決定を取り消すものとする。

（補助事業の内容の変更）

第12条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するとき、速やかに中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に

提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更審査結果通知書（別記第6号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、必要と認めるときは、耐震改修工事等の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、前項の検査の結果、当該耐震改修工事等が適切に行われていないと認めるときは、当該耐震改修工事等が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金事業完了実績報告書（別記第7号様式）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金額確定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付請求書（別記第9号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により当該交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中間市木造戸建て住宅耐震改修補助金返還請求書(別記第11号様式)により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(書類の整備及び保存)

第21条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日告示第45号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第59号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。